

平成27年度

事業計画書

社会福祉法人 神川町社会福祉協議会

1. 基本方針

現在、我が国は少子化に伴う人口減少とともに、超高齢社会を迎えるにあたり、さまざまな制度改革が行われています。社会福祉分野においても、介護保険法の改正や生活困窮者自立支援法の成立など、各種改革が進められています。

このような中、社会福祉を身近な地域の中で実現していくためには、地域において、住民が共に支え合い、助け合い、住み慣れた場所で自立した生活を送ることができる体制の整備が求められています。

神川町社会福祉協議会では、「誰もが安心して暮らすことのできるまちづくり」の実現のため、行政、民生委員・児童委員、ボランティア、関係団体、そして地域住民と連携・協働し、住民の福祉課題を把握することにより、地域に必要な福祉サービスの開発や小地域福祉活動の普及など、積極的な取り組みを進めていきます。

2. 重点目標

- I. 住民の理解による社協基盤の強化
- II. 住民の福祉活動参加促進と福祉事業の充実
- III. ボランティア活動支援と福祉教育の推進
- IV. 地域在宅福祉サービス事業の推進

3. 事業体系

- I. 住民の理解による社協基盤の強化

社協の経営基盤を確立することにより、社会情勢にあった運営を行い本会の社会的使命を果たします。また、本会の活動が理解されるよう、事業展開のための自主財源の確保に努めます。

- (1) 理事会・評議員会・監事会の開催
- (2) 定款及び各種規程等の整備
- (3) 福祉基金・社協運営基金の拡充
- (4) 自主財源の確保

Ⅱ. 住民の福祉活動参加促進と福祉事業の充実

【1】広報啓発活動

住民へ効果的に広く本会の活動をPRすることにより、本会に対する理解促進が図られ、協力者や会員の拡大につながるよう努めます。

- (1) 広報誌『かみかわ社協だより』の発行
- (2) インターネットでの情報の公開
- (3) パンフレット作成による啓発活動の充実
- (4) 小地域福祉活動やイベントでのPR活動の実施

【2】相談・支援事業

各種相談事業の窓口として、民生委員、行政等関係機関との連携強化を図り、的確な支援体制の確保に努めます。

- (1) 心配ごと相談事業
- (2) 結婚相談事業
- (3) 日常生活自立支援事業（県受託事業）
- (4) 生活困窮者自立促進支援事業

【3】資金貸付事業

貸付を行うことにより、当該世帯の経済的な自立及び生活意欲を促進し、生活の安定を図ります。

- (1) 神川町福祉資金貸付事業
- (2) 生活福祉資金貸付事業（県受託事業）

【4】共同募金配分金事業【赤い羽根募金・地域歳末たすけあい募金】

毎年10月1日から全国一斉に展開される募金活動の配分金を原資に、高齢者、障害者、児童青少年、住民全般の福祉活動及びボランティア活動を推進します。

- (1) ふれあい・いきいきサロン事業
- (2) ひとり暮らし高齢者事業（昼食会・ふれあいの旅）
- (3) 障害者事業
- (4) 地域歳末見舞金事業

【5】地域福祉事業

地域福祉を支えている関係機関と連携しながら、地域で支え合い、助け合うコミュニティづくりに努めます。

- (1) ファミリーサポートセンター事業
- (2) 地域支え合い推進事業（みんなで支え合いサービス事業）
- (3) 彩の国あんしんセーフティネット事業

【6】その他の福祉事業

金婚を迎えられるご夫婦へのお祝いとして、記念写真を贈呈します。

(1) 金婚祝い写真贈呈事業

【7】在宅要支援者への援助事業

高齢者や障害者のかたが、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、日常的な生活を支援します。

(1) 車イスの貸出

(2) 福祉車両（車イス対応車）の貸出

【8】各種募金運動

募金運動を積極的に推進します。

(1) 日本赤十字社

- ・日赤社資増強運動（5月）
- ・災害被災地等への義援金

(2) 共同募金会

- ・赤い羽根共同募金運動（10月）
- ・地域歳末たすけあい運動（12月）

Ⅲ. ボランティア活動支援と福祉教育の推進

【1】ボランティアセンターの運営

住民がいつでもボランティアに参加できるように、情報提供や支援を行い、活動意欲の向上を図ります。

(1) ボランティア連絡協議会の運営及び団体との連携

(2) 使用済み切手、エコキャップ等の回収による社会貢献

(3) ボランティア活動の情報提供とボランティア活動保険の普及

【2】ボランティアの普及・育成事業

ボランティア活動に関心がありながら、きっかけがないという潜在的な活動希望者を取り込み、地域福祉活動の裾野を広げます。

(1) 介護支援ボランティア事業の実施

(2) 彩の国ボランティア体験プログラム事業への参加

(3) 災害ボランティア訓練への参加

(4) 新規ボランティアの募集や講座・研修の実施

【3】福祉教育の推進

地域の中で、福祉教育や地域福祉活動を実践する人材を育成するとともに、効果的な活動の支援を行います。

- (1) 学校における体験学習の支援
- (2) 福祉教育研修の開催
- (3) 社会福祉活動協力校に対する支援

IV. 地域在宅福祉サービス事業の推進

【1】介護保険事業

介護保険法に基づき、要介護（要支援）と認定されたかたに、現在の介護度がさらに重くなることを防止し、日常生活を送るうえで、できる限り介護状態を維持又は軽減することを目的としたサービスを行います。

- (1) 訪問介護・介護予防訪問介護（神川町訪問介護ステーション）
- (2) 通所介護・介護予防通所介護（いこいの郷デイサービスセンター）
- (3) 訪問入浴介護（いこいの郷訪問入浴介護事業所）

【2】居宅介護支援事業

介護保険利用者の居宅サービス計画を作成し、計画に基づいた在宅サービスの提供を確保するため、居宅介護支援事業を実施します。

- (1) 居宅介護支援（神川町社会福祉協議会ケアプランセンター）

【3】障害福祉サービス事業

居宅介護等を利用する障害者（児）が、居宅において日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行います。

- (1) 居宅介護（神川町訪問介護ステーション）

【4】自立高齢者対策事業（町受託事業）

家庭において支援の必要な介護保険適用外の高齢者等へサービスを提供し、家族介護の負担を軽減し、在宅福祉の向上を図ります。

- (1) 神川町ホームヘルプサービス事業

【5】障害者対策事業（町受託事業）

家庭において介護が必要な身体障害者に対し、機能訓練、入浴などのサービスを提供することにより、社会参加の促進と家族介護の負担軽減を図ります。

- (1) 神川町身体障害者デイサービス事業（いこいの郷デイサービスセンター）
- (2) 神川町身体障害者等訪問入浴サービス事業（いこいの郷訪問入浴介護事業所）